

令和 8 年第 3 回府中町議会臨時会

会 議 録（第 1 号）

1. 開 会 年 月 日 令和 8 年 5 月 2 2 日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和 8 年 5 月 2 2 日（金）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（17 名）

議長	力 山	彰 君	副議長	森 本	将 文 君
2 番	橋 井	肇 君	3 番	安 部	智恵美 君
5 番	松 本	真 明 君	6 番	梶 川	三樹夫 君
7 番	木 田	圭 司 君	8 番	三 宅	健 治 君
9 番	川 上	翔一郎 君	10 番	西 山	優 君
11 番	坂 田	栄 一 君	12 番	山 口	晃 司 君
13 番	齋 藤	昇 君	15 番	田 中	伸 武 君
16 番	二 見	伸 吾 君	17 番	狩 野	雄 二 君
18 番	金 澤	映理子 君			

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（1 名）

14 番 宮 本 彰 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長報告
 - ・ 報告第 3 号 専決処分の報告について
 - ・ 報告第 4 号 予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）
- 4 報告第 5 号 専決処分の承認について
- 5 第 25 号議案 令和 8 年度府中町一般会計補正予算（第 1 号）
- 6 第 26 号議案 財産の取得について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	寺	尾	光	司	君				
副	町	長	桑	原	強	君				
教	育	長	新	田	憲	章	君			
総	務	企	画	部	長	谷	口	充	寿	君
財	務	部	長	土	井	賢	二	君		
福	祉	保	健	部	長	増	田	康	洋	君
町	民	生	活	部	長	胡	子	幸	穂	君
建	設	部	長	磯	亀	智	君			
建設部	区画整理担当	部長	井	上	貴	文	君			
消	防	長	橋	本	臣	彦	君			
教	育	部	長	中	本	孝	弘	君		
危	機	管	理	監	新	宅	和	彦	君	
総務企画部	次長兼総務課	長	梶	山	睦	生	君			
財務部	次長兼税務課	長	藤	田	正	明	君			
建設部	次長兼維持管理課	長	谷	口	洋	二	君			
教育	次長兼社会教育課	長	砂	崎	勇	介	君			
財	政	課	長	升	井	祐	佳	君		
環	境	課	長	相	原	一	夫	君		
下	水	道	課	長	立	花	健	君		
都	市	整	備	課	長	高	橋	幹	君	
スポーツ交流拠点推進課	長	丸	谷	大	介	君				

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 職務のため会議に出席した者

議	会	事	務	局	長	小	田	上	和	史	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長(力山 彰君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１７名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。よって、令和８年第３回府中町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程でございますが、御覧の日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

まず最初に報告案件でございますが、交通事故に係る専決処分ということでございまして、まずもっておわびのほうを申し上げたいと思っております。

報告第3号 令和8年5月22日提出。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年4月7日に次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

府中町長 寺尾光司

補足説明は、町民生活部長から行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長（胡子幸穂君） おはようございます。町民生活部長です。

報告第3号、専決処分の報告について、補足して説明します。

本専決処分は、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定について、第2項に規定する地方自治法第96条第1項第12号の規定による損害賠償を支払うもので、その額が100万円以下のものの和解に関することに該当するものであることから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により、本議会に報告するものです。

専決処分の内容です。

令和7年12月18日午後2時13分頃、府中町本町一丁目14番12号地先の路上において、庁用自動車と債権者の車両が衝突し、双方の車両が破損したものです。

損害賠償の額は5万4,500円です。

債権者は記載のとおりです。

専決処分年月日は令和8年4月7日です。

事故の状況について御説明します。

事故現場は、文化橋北詰交差点です。町道鶴江鹿籠線において、当町職員が運転する庁用自動車が鶴江方面から交差点に進入した際、町道本町18号線をくすのきプラザ方面から進入してきた相手方車両と衝突いたしました。すなわち、くすのきプラザ前の上り坂から鶴江鹿籠線に合流しようとした相手方車両が交差点に進入し、走行中の庁用自動車に衝突したものです。この事故により、庁用自動車の右側面及び相手方車両のフロントバンパーが破損しました。

本事故における責任割合については、相手方9割、町側1割であり、相手方車両修理費の1割相当が専決処分の損害賠償額です。なお、本賠償金については、全国自治

協会自動車損害共済から全額支払われます。

今後は、交差点進入時における安全確認やかもしれない運転の励行を再徹底し、細心の注意を払って公務に従事することで再発防止に努めてまいる所存です。

今回の事故に関し、関係者の皆様に多大なる御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

補足説明は以上です。

○議長（力山 彰君） 続いて、質問に入ります。質問のある方。

13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 13番齋藤です。今回の事故は、いわゆる府中町のほうが1割負担ということで、結構相手方が悪い状況が考えられるんですが、この1年間消防署関連とかいろんな関連で、府中町は狭隘道路が結構多いですから、割と件数が出るんじゃないかと思うんですよね。だから、これは町としても少し深く重きを置かれて、たまには町の職員さんに対して、このたび、余談になりますが、自転車のほうは青切符の導入が4月から始まってますし、この辺りでたがを締めるいうか、やっぱり少し教育するいうところで、こういった機会を設けたらどうかということなんですが、府中町のほうのお考えをお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（相原一夫君） 環境課長です。

今回の事故を受けまして、事故の状況を課内で共有するとともに、当該職員及びほかの課員に対しても改めて安全運転の管理を徹底いたしました。今後も毎年総務課のほうで開催されております安全運転講習会を定期的に受講することで、安全運転に対する意識を高めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） ほかにございませんか。

齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） この1年間、府中町のほうで、いわゆるどのぐらいの件数が一応、なかなか数字はすぐ出んのか分かんのですが、何かこういった専決処分を我々もよく聞くんで、改めてこの1年間どのぐらいの件数があって、過失割合はどの程度の割合いうか、その辺りざっくばらんでよろしいですから、なかなか難しい問題

かも分からんのですが、御答弁お願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

総務課長。

○総務企画部次長兼総務課長（梶山睦生君） 総務課長兼職次長です。

ただいまの齋藤議員の御質問に御答弁いたします。

総務課で町全体の安全運転管理の総括をしておりますので、1年間の全体の事故、令和7年度ですが、御答弁しますと事故が9件ございます。そのうち1件は、府中町側が被害のみでございますが、これが1件でございます。それを除きますと計8件でございます。事故発生が、今回のように道路上で起こったものもございますが、ほとんどが停車中から発進をするでありますとか、そういった事故がほとんどでございます。

先ほど環境課長からも御答弁ありましたが、府中町では例年、1年に1回ですね、安全運転講習を実施しております。今後は事故もゼロを目指すという意味では、事故があった部署におきましては、安全運転講習への出席を義務づけをさせるといったことで今後事故ゼロを目指して取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

ちょっと確認なんですけど、事故をされた相手方ですね。この方っていうのはくすのきプラザを利用された方なんですかね。その辺とか情報ございますか。

○議長（力山 彰君） 環境課長。

○環境課長（相原一夫君） 環境課長です。

すみません。そこまでは把握しておりません。

以上です。

○議長（力山 彰君） 狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

何で聞いたかって言いますと、くすのきプラザの駐車場から出るときに、確かに左側に行ってくださいって誘導してあるんですよ、車両を。今もあるはずなんです。それは右側に行ったら、今回事故したところに行ってしまう。どうしてもあそこ坂上

って、非常にあそこは危険っていうのはありますよね。危険な場所だっていう私も認識持ってます。多分そういうのがあって、駐車場から出るときには左側に行くように車を誘導してあるんですよね。もしこの方がくすのきプラザの利用者であったのであれば、もっと分かりやすくですね、言葉だけしかないんですけど、もっと矢印とかあったのかな。ちょっともう少し分かりやすくして左側に車を、左側から大回りする形で出るような、そういう何かもう少し工夫いうんですかね、そういうのもしていただきたいというのがあります。もしそうであれば。

もう1個は、これは可能かどうか分かりますけど、確かに、先ほど言いましたけど、あの場所って非常に危険だと思うんですよ。すぐ交差点があって、坂があって、それで両方から車が来ると。極端に言えば住民の方の利用も当然あると思うんですけど、坂上ったところは左折しかできないようにして右折はできませんよとか、そういう規制をすとか、そういうことも検討とかいう余地もあるんじゃないかと思うんですけど、今後安全のことを考えたらですね、そういうのはどうなんですかね、あり得るんですかね、検討していくとか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

総務部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） 総務企画部長です。

以前もそういった危険ではないかという話がありましたので、私の知ってる範囲では、警察に協議をしたことはあるということは聞いておりますが、その結果どういうふうになったかということは分かりませんが、利用者の方がたくさんおられるということと、あとひかり保育園がありますので、保育園の送迎の方もかなりおられるのではないかとということで、規制とか使用しないということは難しいのではないかと聞いておりますが、おっしゃいますように危険ではありますので、今後どういう方法が取れるか分かりませんが、いろいろな方法を検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。
次に参ります。

続いて、報告第4号、予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）をお願いします。

町長。

○町長（寺尾光司君） 報告第4号、令和8年5月22日提出。

予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）。

令和7年度府中町下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告があったので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

府中町長 寺尾光司

補足説明は財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（土井賢二君） おはようございます。財務部長です。

報告第4号、予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）に関し、補足して説明いたします。

本報告は、地方公営企業法第26条第1項及び第2項の規定により繰越しを行った事業について報告があったことから、同法同条第3項の規定により、その旨を議会に報告するものです。

2ページ、令和7年度下水道事業会計予算繰越計算書をお願いいたします。

まず、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。合計3事業、翌年度繰越額の総額は5億5,860万4,168円です。

それでは、事業ごとに御説明いたします。

款 資本的支出、項 建設改良費、管路建設改良費の翌年度繰越額は2億2,950万円です。

茂陰1号幹線の改築工事において、国の補正時期の関係から事業の完了が見込めなため繰越しを行ったものです。国の補正を受け、さきの3月定例会で補正の議決をいただいた工事となりますが、6月に入札を予定しており、工期は来年3月までとしています。

また、公共下水道築造工事に伴う水道管移設補償費について、広島市水道局が実施する工事の完了が4月となったため繰越しを行ったもので、こちらについては既に今月完了しております。

次に、ポンプ場建設改良費の翌年度繰越額は３億２，２１９万円です。

府中ポンプ場機械設備改築更新工事において、材料及び部品の調達に遅延が生じたため繰越しを行ったものです。当該工事は、昨年７月に契約を行い、工期を本年３月までとしていましたが、来年３月までに改める変更契約を行っているところです。

次に、流域下水道建設負担金の翌年度繰越額は６９１万４，１６８円です。

太田川流域下水道事業負担金において、東部浄化センターに係る工事の一部を県が繰り越したため繰越しを行ったものです。ポンプ棟の耐震補強工事など繰り越しており、事業完了は来年３月を予定しています。

各事業ともに財源内訳は記載のとおりです。

３ページ目を御覧ください。

次に、地方公営企業法第２６条第２項ただし書の規定による事故繰越額です。

款 下水道事業費用、項 営業費用、ポンプ場費の翌年度繰越額は３，６６３万円です。

茂陰ポンプ場のポンプ分解整備において、受注生産品の生産に日数を要したため繰越しを行ったものです。当該工事は昨年６月に契約を行い、工期を本年３月までとしていましたが、６月までに改める変更契約を行っているところです。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 続いて、質問に入ります。質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第４、報告第５号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 報告第５号 令和８年５月２２日提出。

専決処分の承認について。

府中町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和８年３月３１日に次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定に

より報告し、議会の承認を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律並びに地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（土井賢二君） 財務部長です。

報告第5号、府中町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認についてに関し、補足して説明いたします。

この専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年4月1日に施行されることに伴い、府中町税条例等の一部改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により行ったもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

それでは、53ページ、報告第5号参考資料により説明をいたします。

1、改正の趣旨です。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律並びに地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

第1条による改正は、府中町税条例の一部改正です。

（1）軽自動車税関係です。

ア、軽自動車税の環境性能割を廃止することに伴い、現行の軽自動車税の種別割の名称を軽自動車税とします。

イ、環境性能割の税率、徴収方法等の規定を廃止します。これは米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減・簡素化するため、環境性能割が令和8年4月1日に廃止されたことに伴うものです。なお、減収分については国の責任で手当されます。

次に、（2）町民税関係です。

ア、肉用牛の売却による事業者所得に係る町民税の課税の特例を令和 12 年度まで延長します。

イ、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を令和 11 年度まで延長します。

次に、（３）固定資産税関係です。

法律の施行に伴い、引用する項番号等の規定を整理するものです。

続いて、第 2 条による改正は、府中町都市計画税条例の一部改正です。

（４）法律の施行に伴い、引用する項番号を整理するものです。

次に、第 3 条による改正は、府中町国民健康保険税条例の一部改正です。

（５）基礎課税額の課税限度額を現行の 66 万円から 67 万円に引き上げるものです。

（６）５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、加算する金額を被保険者等 1 人につき、現行の 30 万 5,000 円から 31 万円に引き上げるものです。

（７）２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、加算する金額を被保険者等 1 人につき、現行の 56 万円から 57 万円にそれぞれ引き上げ、軽減措置の対象を拡充するものです。軽減による減収につきましては、国・県からの交付金で補填されます。

54 ページです。

（８）子ども・子育て支援納付金課税額を次のとおりとします。

ア、所得割額を基礎控除後の総所得金額等の 0.28%。

イ、均等割額を 1 人につき 1,215 円。

ウ、18 歳以上被保険者均等割額を 1 人につき 81 円。

エ、平等割額を特定世帯は 387 円、特定継続世帯は 581 円、それ以外の世帯は 775 円とします。

子ども・子育て支援納付金課税額は、ア、イ、ウ及びエの合計額となります。ただし合計額が 3 万円を超えるときは 3 万円となります。

（９）軽減の対象となる世帯の子ども・子育て支援納付金課税額に係る軽減額を次のとおりとします。

以下、均等割額と 18 歳以上被保険者均等割額は 1 人当たりの軽減額、平等割額は

1 世帯当たりの軽減額で説明いたします。

均等割額を 7 割軽減は 8 5 1 円、5 割軽減は 6 0 8 円、2 割軽減は 2 4 3 円。

1 8 歳以上被保険者均等割額を 7 割軽減は 5 7 円、5 割軽減は 4 1 円、2 割軽減は 1 7 円。平等割額を特定世帯の 7 割軽減は 2 7 1 円、5 割軽減は 1 9 4 円、2 割軽減は 7 8 円。特定継続世帯の 7 割軽減は 4 0 7 円、5 割軽減は 2 9 1 円、2 割軽減は 1 1 7 円、それ以外の世帯の 7 割軽減は 5 4 3 円、5 割軽減は 3 8 8 円、2 割軽減は 1 5 5 円とします。

今回の改正につきましては、令和 3 年 3 月議会で国民健康保険税条例の一部改正をするために説明しておりますが、国民健康保険税に新たに子ども・子育て支援金制度が創設され、全ての世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、児童手当など子どもの施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度であり、国民健康保険だけでなく健康保険、共済組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療保険等に参加されている方も同様となっております。

1 8 歳以上被保険者均等割額とは、平成 2 0 年 4 月 2 日以降に生まれた方の均等割額を全額軽減するために必要な費用として 1 8 歳以上の被保険者に賦課されるものとなります。

次に、附則第 6 条による改正は、府中町税条例等の一部を改正する条例の一部改正です。平成 2 6 年 6 月に公布しました税条例の一部改正の改正附則の軽自動車税に関する経過措置の規定を改正するものです。

( 1 0 ) 現行の軽自動車税の種別割の名称を軽自動車税とします。

3、施行期日です。

( 1 ) 施行期日は令和 8 年 4 月 1 日です。

( 2 ) 経過措置として、2 の ( 1 ) は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、2 ( 3 ) は令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、2 ( 4 ) は令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、2 の ( 5 ) から 2 の ( 9 ) までは令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用します。

4、専決処分年月日は令和 8 年 3 月 3 1 日です。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑ございますか。

1 6 番、二見議員。

○ 1 6 番（二見伸吾君） 1 6 番、二見です。

今回の税条例ということで一括で報告されているんですけども、中身は軽自動車税、肉用牛、優良住宅等々ですね。そして私が問題にしている子ども・子育て支援納付金、この問題も一括して報告してるっていうのはどういう理屈なんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

税務課長兼職次長。

○財務部次長兼税務課長（藤田正明君） 税務課長です。

二見議員の質問にお答えします。

地方税の改正というのが3月末に国のほうが通ったものですから、それに合わせて税関係を一括しています。以前は各項目でつくっておったんですけど、そしたらいろいろたくさんあるものですから、おとしぐらいから一括で上げております。

以上となります。

○議長（力山 彰君） 二見議員。

○ 1 6 番（二見伸吾君） 二見です。

ですから、私、8、9、9は軽減だからですけども、8以外は軽自動車税とか肉用牛の問題、これ別に何も問題ないんですけども、3月議会のときに、予算のときにも討論しましたが、子ども・子育て支援というのは、こういうふうに個別に徴収するべきものではないという趣旨で討論しましたけれども、そういう点で、こういうもので一括して承認、あるいは否決っていうのは、ちょっと正直言って困るなというふうに考えております。

子ども・子育て支援納付金の問題については既に言いましたので、この場では繰り返しませんけれども、しかもこれはうちだけやめるとか、やるとかやらないとかいう、法律と政令に基づいてということですので、ですから専決処分という形にされているんだと思うんですけども、私の考えでは、この点についてはやっぱり承服できないということを表明しておきたいと思います。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

1 5 番、田中議員。

○ 1 5 番（田中伸武君） 非常に僕も分かりにくいんですが、それぞれの税関係で町の収入、あるいは収入・支出の増減の見込額ですね、それぞれ何ぼ。年度途中からいう

のもあるのでややこしいかもしれんけど、ある程度、一体幾らぐらいプラスで、どれぐらいマイナスなのか教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

税務課長兼職次長。

○財務部次長兼税務課長（藤田正明君） 税務課長です。田中議員の質問にお答えします。

まず最初に軽自動車の関係で、こちらは8年度予算では833万円を予定しておりました。ただ、こちらについては国のほうの責任で手当されるということになりますので増減いうことはないかと思います。

肉用牛とか優良住宅につきましては、府中町のほうで該当はない状況になっております。

固定資産税は条ずれということになります。

それから、国民健康保険の（５）番、（６）番、（７）番につきましてですが、賃金上昇等により毎年輕減額というのは変更していたのですけれども、7年のときには税率の上げ幅が大きかったものですから870万円ほど影響がありましたけど、今年は7年の課税額とほぼ同等ということで、影響は少ないものと認識しております。

最後に、子ども・子育て支援納付金課税額の影響につきましては、子育て分で行きますと影響額は約1,930万円ぐらいがこれに該当するという計算にはなっております。ただ、こちらにつきましては、県に示された税率の中において、医療保険とか後期高齢者支援金、介護保険分の上昇や下落等もあるため、7年の課税額とほぼ横ばいのものとなっている状況です。

以上になります。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は承認することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することを決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第５、第２５号議案、令和８年度府中町一般会計補正予算（第１号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第２５号議案 令和８年５月２２日提出。

令和８年度府中町一般会計補正予算（第１号）。

令和８年度府中町の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億６，２０４万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２５２億２，８８８万４，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

府中町長 寺尾光司

補足説明は、財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（土井賢二君） 財務部長です。

第２５号議案 令和８年度府中町一般会計補正予算（第１号）について、補足して説明いたします。

それでは、第１条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

７ページをお願いいたします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 土木費国庫補助金、揚倉山健康運動公園再

整備事業費補助金は、歳出・土木費に補正計上しています揚倉山健康運動公園再整備事業の特定財源で、補助率2分の1、8,102万円の増額補正です。国庫補助金の内示額が当初予算額を上回ったことから内示額に合わせた補正を行うものです。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算に必要となる一般財源を繰り入れるもので、802万円の増額補正です。

款 町債、項 町債、目 土木債、揚倉山健康運動公園再整備事業債は、歳出・土木費に補正計上しています揚倉山健康運動公園再整備事業の特定財源で、充当率90%、7,300万円の増額補正です。

8ページ、歳出です。

款 土木費、項 都市計画費、目 公園費、揚倉山健康運動公園再整備事業は、事業者が整備する公園施設の出来高部分の年度割りの見直しを行い、公有財産として購入するもので、揚倉山健康運動公園施設公有財産購入費、債務負担行為分1億6,204万円の増額補正です。

続いて、第2条、地方債の補正について、第2表 地方債補正により説明いたします。

戻りまして、4ページをお願いいたします。

変更です。揚倉山健康運動公園再整備事業の限度額は、補正前が2億7,990万円、補正後が3億5,290万円です。起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はありません。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は7ページと8ページの歳入歳出を一括で行います。

質疑ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 数字が弱いんで教えてください。つまり、国の内示が早まったということ説明がありましたけども、この整備事業自体は全体でこの後財産取得の議案が出てきますけれども、18億ということで、それに影響はない。その中で、年々の事業費分担割合のやりくりがちと早まったという解釈でよろしいんですか。そしてその部分の借金がようけしてもええよということになると。大ざっぱに言えばそうい

うことで、とにかく全体計画自体には全く影響ないんだと、お金のやりくりを、ちと国のあれで、1年早うしとるということでよろしいんですかね。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

田中議員の質問にお答えします。

御認識のとおり、総額については昨年11月の債務負担行為で計上させていただいた額と相違ございません。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ある方。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、続いて4ページ、第2表 地方債補正で質疑ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 同じ、変わらないということですが、だから借金部分はちと前倒しになるいうんですか、何らかの影響いうのはあるんでしょうか。例えば金利負担だとかどうかですね、細かいところになりますが、これを補正することとしないことの違いですね、教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財務部長。

○財務部長（土井賢二君） 財務部長です。

細かいことになりますが、借金する時期が微妙に確かにずれますので、そういった意味では、利率等については早めに発生したりするということはありませんけども、大きい事業費で言えば、そちらは8年に起債を起こすのか9年に起債を起こすのかということですので、あまり大きいそういった相違はございません。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思います、御異議ございませんか。

15番、田中議員。

○15番(田中伸武君) 一応ですね、僕もちょっと困るとは思いますが、この後の財産取得の中身に関わるので、その後で賛否を採決してもいいんじゃないかなという気もするんですが、いかがでしょうか、議長。

○議長(力山 彰君) ちょっと待ってください。これは議案ごとの決議になっておりますので、議案ごとにまいりたいと思います。

再度お諮りします。

原案のとおり決したいと思います、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第6、第26号議案、財産の取得についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(寺尾光司君) 第26号議案 令和8年5月22日提出。

財産の取得について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、条例で定める財産を取得するためでございます。

補足説明は、建設部長が行います。

○議長(力山 彰君) 補足説明。

建設部長。

○建設部長（磯亀 智君） おはようございます。建設部長です。

第26号議案 財産の取得について、補足して説明いたします。

揚倉山健康運動公園の再整備事業につきましては、令和7年9月29日の全員協議会、同年11月7日の臨時会などで説明しましたとおり、公募設置管理制度、Park-PFIの都市公園に関する官民連携の整備、管理手法を採用するとともに、管理の一部は指定管理者制度を採用することで進めております。

本議案は、取得する財産が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格700万円以上の不動産等の買入に該当することから、本年3月に同公園再整備事業の事業者として選定いたしました公募設置等予定者から提案された特定公園施設等について、公有財産として購入するため議会の議決を求めるものです。

なお、これまでの説明の中で、財産の取得と併せて指定管理者を指定する議案を提出するスケジュールをお示ししておりましたが、指定管理を実際に運営する特別目的会社、SPC設立後の6月定例会への議案提出を予定しております。

それでは、第26号議案参考資料を御覧ください。

1、契約の概要です。

財産の表示は、揚倉山健康運動公園整備等事業により整備される特定公園施設等です。

契約の方法は、随意契約で、予算額18億1,372万9,000円。購入金額は18億743万2,000円で、本年5月18日に仮契約を締結しております。納入期限につきましては、令和10年3月31日としております。

契約の相手方は、株式会社鴻治組、株式会社巽設計コンサルタント、大旗連合建築設計株式会社、カジワラヨウスケ建築設計株式会社から成る共同企業体で、代表企業は、広島市安芸区船越南一丁目2番6号、株式会社鴻治組です。

2、取得財産の明細ですが、施設の場所を公園の下段、上段、遊歩道と分けて記載しております。施設名の上には参考に施設の数量等を記載しております。

下段は、多目的広場の人工芝9,300平方メートル、多目的広場テニスコートの照明23基、駐車場・園路の照明23基、防球ネット630メートル、そして、2階建て鉄骨造、延べ床面積1階と2階を合わせて1,030平方メートルのクラブハウス、駐車場・駐輪場3,000平方メートル、テニスコートの砂入り人工芝

2, 900平方メートル、その他舗装など一式です。

続いて、上段は、ウォーキングコース450メートル、既存のクラブハウスの改修一式、既存照明のLED化33基、遊具4基です。

次に、遊歩道については、上下段を結ぶ遊歩道250メートル、安芸府中高校から上段へ向かう遊歩道230メートルです。その他、サッカーやソフトボール、テニスなどに関連して付随するサッカーゴールやテニスネット、ベースなどの公園の備品一式です。

主な財源は、防災安全交付金、社会資本整備総合交付金、公共事業等債を見込んでおります。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 13番、齋藤なんですが、これからの事業なんですが、ちょっと質問したいのは、駐車場・駐輪場3,000平方メートルということで、駐車場・駐輪場のいわゆる台数とか、こういったのは現在あらかた出てるんですかね。

それと、駐車場が今度は有料になるということで、あらかた金額的なものが出ているか、その辺りの御回答よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。齋藤議員の質問にお答えいたします。

まず、駐車場の台数なんですけれども、上段から申し上げますと、上段については今現在約80台と、正確に言えば81台、これについては変更ございません。

それから駐輪場なんですけれども、これも既存の駐輪場をそのまま活用させていただくというふうなことになるございまして、台数で言いますと10台から15台というふうになるございまして。

下段の駐車場なんですけれども、下段は、今現在、土の駐車場でございまして、区画線なども引かれてないということで、正確に何台というふうなことは申し上げられないんですけれども、おおむね60台程度がとめれると。そこで、今回の事業で舗装等区

画線のラインなども引きまして、今の設置駐車可能台数で言えば１００台程度というような形で事業者のほうと協議してございます。

それから下段の駐輪場、これも現在駐輪場っていう形での設置はございませんけれども、駐輪場を新たに設置して、上段と同様に台数で言えば１０台から１５台程度設置できるような形にしていきたいと。

それから次に、料金なんですけれども、今現在、事業者と協議中なんですけれども、今の協議状況といたしましては、駐車料金、３０分までは無料、３０分以降９０分までが２００円、９０分以降は一律３００円というふうな形で今協議しているところでございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

１５番、田中議員。

○１５番（田中伸武君） ちょっといろいろ聞きたいんですけれども、今、齋藤さんが最初に聞かれたように、駐輪場の内訳、説明には一切書いてないですよ。今回１８億の財産取得で我々判断せえということですが、この整備の中身がちょっとこれじゃあまりにもラフ過ぎて、もっと詳しい中身がないと判断しにくいんですね。特に今の駐車場の問題なんかは非常に町民の関心が高くて、どうなりよるんね、どこまで決まっとるんねいう話を我々もしょっちゅうせつつかれて、町民から言われるわけなんですけれども、私ももう２週間前から今日の議案提案に当たっては、きちっとした参考資料として整備内容を出すように求めておったわけなんですけれども、全くこんなラフな数字しかない。しかも金額だけは１８億１，３７２万９，０００円と１，０００円単位まできちっと書いてあるのに、ここの中身はグラウンドが何ぼかかって、クラブハウスに何ぼかかっていうことは一切ないんですね。これだとちょっと議案を審議するに当たって全く不十分な資料だと思いますし、出してくれというお願いも再三にわたってしとるのに今日も出してくれないと。これは甚だ遺憾なんですけど、何で出してくれないんですか。我々判断しにくいですよ、これだと。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。今の田中議員からの質問にお答えいたします。

中身が分からないというふうなところですけども、その点に関しては分からないところはあると思います。大変申し訳ございません。

ただこれに関しては、中身が分からないっていうふうなところなんですけれども、通常、例えば請負契約5,000万円以上のものも議案に上げさせていただいて議決受けているところではございますけれども、そういった議案というふうなのは詳細設計が済んでると。詳細設計が済んで、仕様がもう全て決まっているというふうなところではあるんですけども、今回の事業、いわゆるD B O、デザイン・ビルド・オペレート、つまり設計、施工、管理運営を一括して協定を締結する、契約するというふうなものになってございます。本日、議案議決をもって本契約に移行するという形で仮契約締結してございますけれども、デザイン・ビルド・オペレートの設計のところに関しても従前の議案と異なりましてまだ終わってないと、詳細設計が完了していないというふうなところなんです。今回の議決いただきました後は、本契約に移行して詳細設計、具体的なクラブハウスであったり、それから多目的グラウンドだったり、詳細は決まってきますけれども、現段階においてはそういった形でデザイン・ビルド・オペレートで発注しているっていうふうなところがございますので、こういった形でちょっと中身が正確ではないところございますけれども、可能な範囲で質疑応答でお答えさせていただこうかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 私も出てこんのなら1個1個質疑で応答するよいうことで、そうすると今からかなり時間かけてやることになりますのでね、非常に非効率なんです。情報公開条例で出せと言って出したものについても全く出さないと。これは議会の審議の効率化にとっても甚だ遺憾なので、これは改めて文句言っときたいと思えますね。

そもそもP a r k－P F Iじゃけとか、プロポーザルじゃけ細かいことは言えんのじゃと。だけど、金額だけはそれを積み上げた額が1,000円単位まであって、今日議員は判こ押せいうことですからね、これは全く矛盾してると思いますね。きちっと業者との提案書が詳細なものが出て、その中に沿っていろんな計画があって、何千

円までの整備費ができとるわけですから。それはきちんと町民に示してもらわんといけんと思います。

それで、1個ずつ聞きますけれども、4ページで言うと、ここにあるの書いてない、さっき、一番重要な、齋藤さんが質問した駐車場のことも書いてないですね。

まず最初にちょっとお聞きするんですけれども、さっきの最初の提案説明の中で、不動産取得700万円以上というふうにちらっと聞こえたんですけど、これは不動産になるんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） 700万円以上ですね、条例上、不動産及び動産というふうになってございまして、今回、建物あるいは多目的広場などは不動産として考えてございます。一方で併せて取得させていただく備品に関しては動産というふうに考えてございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） それぞれ金額を教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

不動産と動産を一つの契約で取得するっていうふうなところで一つの議案としてまとめさせていただいてございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 田中議員。

○15番（田中伸武君） 4ページで言うとそれぞれ幾らか教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） 予定数というのは、すみません、もう一度お願いします。予定数が金額か数かが分からなかった。

○議長（力山 彰君） 答弁。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点指針課長です。

4 ページの、すみません、予定数なんですけれども、すみません、もう一度、大変  
申し訳ありません。

○15 番（田中伸武君） 金額の内訳を4 ページの資料に沿って説明してくださいと。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） それでは、田中議員の質問にお答えいたします。

4 ページの資料に沿って御説明させていただきます。まず、人工芝9,300 平米  
なんですけれども、金額なんですけれども2 億4,300 万円になってございます。  
次、照明、多目的広場テニスコートの23 基ですけれども1 億2,900 万円という  
ふうなところになってございます。金額は全ておおむねの金額で御説明しております。  
照明なんですけれども、駐車場と園路23 基というふうなところなんですけれども、これ  
が2,800 万円というふうなことになってございます。防球ネット630 メートル  
ですけれども、これは1 億3,200 万円です。クラブハウス2 階建て延べ床面積  
450 平米、2 階が580 平米ですけれども、こちらのほうが5 億5,200 万円と  
いうふうになってございます。駐車場・駐輪場の3,000 平米ですけれども、こち  
らのほうは4,400 万円というふうになってございます。それから、砂入り人工芝  
2,900 平米ですけれども、こちらが5,500 万円と。それからそのほか舗装な  
どというふうなところで、いろいろ諸設備の費用などがこちらに含まれてございま  
すが、これについての合計が3 億2,500 万円になってございます。

それから、上段のほうに移ります。ウオーキングコースでございすけれども  
450 メートル、これが4,200 万円になってございます。それから上段のクラブ  
ハウスの改修、こちらのほうが900 万円というふうになってございます。続きまし  
て、上段の照明のLED 化、こちらが1 億5,400 万円になってございます。それ  
から上段の遊具、こちらが2,200 万円になってございます。それから遊歩道です  
ね、上下段を結ぶ遊歩道につきましては、こちらが2,500 万円になってございま  
す。それから、安芸府中高校から上段へ結ぶ遊歩道ですね、こちらが2,700 万円  
というふうになってございます。

それから最後、特定公園施設に付随する公園備品でございすけれども、こちらが  
1,800 万円というふうになってございます。

金額の内訳は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

田中議員。

○ 1 5 番（田中伸武君） 今の全部足し算して十八億千三百七十二万何がしになるんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

今の金額を合計したら、今議員おっしゃったの 3 ページの金額おっしゃってくださいと思うんですけど、予算額を今おっしゃったんだと思いますけれども、その購入金額 1 8 億 7 4 3 万 2 , 0 0 0 円、その金額になります。

以上です。

○議長（力山 彰君） 1 5 番、田中議員。

○ 1 5 番（田中伸武君） 下段の駐車場は取得財産にならんのですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） 下段の駐車場は財産の取得になります。

以上です。

○議長（力山 彰君） 1 5 番、田中議員。

○ 1 5 番（田中伸武君） 上段の駐車場は財産取得になりますか、なりませんか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

上段の駐車場については取得する財産には含まれてございません。

以上です。

○議長（力山 彰君） 1 5 番、田中議員。

○ 1 5 番（田中伸武君） クラブハウスの中の設備一式は一切入らないということではないんですかね。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） クラブハウスについては、建物に通常付随する諸設備などは、取得する財産に含まれてございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） この図面にある安芸府中高校に付随する隣接地、これは色がついとるんだけど、何か関連の事業をやって取得する財産になるんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） 安芸府中高校の坂道のところの下にあるところ、駐車場ございますけれども、ここ公園の敷地内に現時点でございます既設の駐車場でございますので、取得する財産には入ってございません。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 公園の駐車場、ここ。公園の駐車場になつとるということですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

位置づけは揚倉山健康運動公園の駐車場になってございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 整備せんけども臨時のときはあっこ使うよということなわけなんですかね。

○議長（力山 彰君） スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

再整備事業後の令和10年4月以降においては、上段それから下段の駐車場にも限りございますので、こちらの安芸府中高校の下のところにある駐車場に関しても積極的に使っていきたいというふうなところが趣旨でございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） そういうこともちゃんと計画なり整備になり、どこまでを取得財産としてあって、それがオープン後はこういうところも活用して公園再整備計画

になっとなじやいうことを言うていただかんと、僕らちょっと判断できんのですね。

それから、防災関係の設備なりというのは、この中のどこかにあるんですか。それともこれとは別に町が独自に整備するんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

防災関係の設備といたしましては、太陽光発電を設置することによって蓄電池に充電して非常時に備えるというふうな形で、今回取得する財産に入っております。

それから、防災関係の設備といいますと、いわゆるあずまやですね。あずまやなんですけれども、防災時においてはあずまやのいわゆる屋根の周りにカーテンのようなものが置いて、それをカーテンのようなもので覆って、防災あずまやというふうなものも設置する予定になってございます。

それから、あと防災かまどベンチですね。防災かまどベンチといいまして、災害時にですね、通常はベンチなんですけれども、災害時にはそこでお米が炊けるというふうな設備なんかもございます。

それから、上段にはございますけれども、今下段にないものといましてマンホールトイレというふうなものもございまして、マンホールトイレも5基ほど設置したいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） それはさっきの4ページの上の表で言うとどの部分で、幾らぐらいなんですか。防災関係、あるいは、太陽光は防災なのかりサイクルなのか。リサイクルというか、分かりませんけども、

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

4ページの取得財産の明細で申し上げますと、すみません、分かりにくくて申し訳ないんですけれども、今申し上げた太陽光発電、それから蓄電池に関しては、下段の欄の真ん中辺りにあるクラブハウス、こちらのほうに含まれてございます。

それから、防災あずまや、それから防災かまどベンチ、マンホールトイレなど私申

し上げましたけれども、そこにおいては下段の一番下のところ、そのほか舗装などのところに入っております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） クラブハウスは、一つはスポーツジムも業者に営業させてやらすということですが、そういったクラブハウスの中の機能ですね。どういうものができるか。あるいは何かミニショップつくるんだとか、いろんな話も出てますが、結構お金、5億円以上かけるクラブハウスに一体何ができるのかと。そういったことを説明してもらわんと、口頭でこうやってやり取りするのも、もちろんええんじゃないけれども、ちゃんと図面で資料として出してもらわんと困ります。説明してください。

○議長（力山 彰君） スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。クラブハウスの御質問にお答えします。

クラブハウスなんですけれども、ちょっとパースで恐縮なんですけれども、今回の議案の6ページを見ていただければと思うんですけれども、そこにクラブハウスの外観、それから上のほうの写真、パースが外観ですね。それから上のほうのパースで見えますけれども、観覧席が2階にございますけれども、その下が、1階がピロティーになってございまして、ピロティーで雨の日なんかの観戦、あるいは災害時においてもこちらのほうで災害に関わる集会であったりとか食事を取っていただけたりとかなのでございますけれども、その写真がございます。

クラブハウスの仕様なんですけれども、先ほどの御説明と重複するんですけれども、詳細設計はこれからと。基本設計も終わって今はいないというふうなところで、詳細なところは決まっておりません。ただ、おおむねの提案の内容といたしますか、今事業者ほうと協議を進めている内容といたしましては、今、田中議員、トレーニングジムのことについて触れてくださいましたけれども、トレーニングジムを2階に設置すると。それからミニコンビニなんかも設置したいというふうな形で事業者のほうと、飲食ですけれども、ミニコンビニなんかを設置したいというふうな形で考えております。

それから、2階のほうには、今、上段のほうでも十分な機能なく、時々声出ますけれども、ミーティングルームなど設置して、競技される方、公園利用される方なんかには有意義に使っていただきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15、番田中議員。

○15番（田中伸武君） パースまで作っとるわけですし、今協議中ということですが、協議の前提となっとる図面があるわけですよ。恐らく今日議決終わった後すぐ協定を結ぶわけですから、すぐ業者とこ判こ押しに行くわけでしょ。今日否決されたらもちろん押さんでしょうけど、ここで我々がオーケーしたらすぐ判こ押すわけでしょう、中身についてはね。そこまで決まっとして、全部やっときながら、こうやって1個1個口頭で聞いて口頭で説明するじゃちょっと困るんですけどもね。

それで、今のトレーニングジムつくるいうても、一体マシンが1台だけあるんか、それとも今サンリブの横にできてるような、あんとらものなんか、あるいはくすのきプラザで今年寄りがやりよる、年寄りじゃない、若い人もやるんですけども、どの程度のものができるのかも、トレーニングマシン、家庭用のが1個置くだけなんか、それともサンフレッチェレジーナの選手が皆使うて、余ったときわしらが使えるんよのというのか、そういったことも一切分からんわけですよ。そこら今から口頭でる説明していただいても構いませんけれども、それでなお協議中でまだ決まってない。でも1,000円単位のところまでちゃんと中身は積み上げておるということじゃちょっと困るんですが、説明してください。

○議長（力山 彰君） スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

今の田中議員からの御質問といいますか御指摘ですけれども、要するに今、議案として上げるのにはまだ時期尚早じゃないかっていうふうなニュアンスなんかも含まれておりましたので、それについてなんですけれども、例えば、詳細設計を行うと、クラブハウスの図面ができると、その段階で議案を上げるっていうふうなところなんかも通例考えられるんですけれども、いかんせん事業者からすれば、自分たちが建設したものを地方公共団体、つまり府中町に買い取ってもらえるっていう担保がないにもかかわらず詳細設計にすら着手はしないっていうふうなのが一般的な考えでございまして、近年で言いますと、ちょうど1年前に広島県のほうで尾道の備後運動公園、こ

ちらも府中町の揚倉と同様 P a r k - P F I ですけれども、そちらの事業に関しても財産買取りの議案上げておりますけれども、やはりこういった形で、ちょっと言い方語弊ありますけど、ふわっとした議案にはなっております。

説明だけではなく図面などを示すべきではないかというふうな御指摘、これもっともではあるんですけれども、今現在、実際提案されている図面ございます。ただ、これ今からの協議で変わるんです。つまり今こういった形になります、クラブハウスこうなります、多目的グラウンドこうなります、駐車場こうなりますっていう形で仮に示しても、どんどんまた協議によって変わっていきますので、じゃあ示さないのかっていうふうなことではありません。今から一つ一つステップ、事業者のほうと協議進めていく上で、詳細設計のあるステップ、例えばクラブハウスの図面ができたっていうふうなときにはホームページ、場合によっては広報ふちゅうなんかでこんな形になりましたと、こんな形でクラブハウスの仕様がこういう形になりましたというふうな形でどんどん P R、10 年 4 月以降の再整備には皆さんに使っていただきたいですから、そういった形で、むしろどんどんどんどん情報はオープンにしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15 番、田中議員。

○15 番（田中伸武君） 丸谷課長、それは矛盾してますよ、今の説明は。今からどんどん変わっていくんじゃないかって、そんなこと変わっていくものを優先事業者としてコンペで選定したんじゃないじゃ困りますよ。2 者応募があって、いろいろ細かいところまで提案があって、それでコンペをやって決めたわけですから、決めた内容に沿って当然落札して、契約があって、詳細設計に入るわけですから、今からいかにも何かどんどんどんどん変わっていくから示せないような言い方はちょっとおかしいと思いますね。むしろ逆じゃないですかね。しかもパースまでできとるわけですからね。これ本当にどんどん変わっていくんですか。今から町民の要望できたら。やっぱりこんな 2 階のデッキなんか要らんけ、もっと町民の役に立つものをつくってくれや言うたら、クラブハウスじゃあ 3 階にしようとか、1 階にしようとか、そんな変わるんですかね。それはないわけでしょう。今の説明は、私はちょっと矛盾しとると思いますし、現段階で、もう今日終わったあと判こ押しに行くわけですからね、その図面を持って。ちょっと議会の手続をあまりにも中間点としても施設整備ありきの中で、議会はここで

取りあえず判こ押してくれやと言わんばかりなので、私としては非常に手続面で問題があると思いますね。

結局、今の質問ですけれども、クラブハウスの中の仕様、機能については、どうしても変わるから今説明できんのですか。どの程度の広さがあってとか、あるいはさっきのミニショップにしても、ミニコンビニみたいなのがどの程度できるのかとか、喫煙室があるだとか、くつろぎがあるだとか。そんなことも説明できないんですかね。

僕は非常に不満なんで、これは議長にもお願いしたいんですけども、改めてきちっとした資料、今ある資料を議会に出していただいて、それを見て我々も判断させて、こういう財産ええの、よし１８億に相当するぜと。よっしゃみんなで一致団結して判こ押そうぜというふうに持っていきたいと思うんですが、休憩取ってでも何でも資料出していただくように、議長、指導をお願いできませんでしょうか。

○議長（力山 彰君） スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

図面変わるのかっていうふうなところですけども、繰り返しになりますけれども、今提案で出されている図面というのは、いわゆる青写真です。この青写真を基に今から詳細設計を重ねていくんですけども、先ほど申し上げたように各ステップ、各段階ごとに、例えば工事が始まって工事の経過、今はどの程度まで完成してます。こんな状況ですっていうふうなもの、今全くの検討段階ですけども、例えばドローンを飛ばして定点観測、上空からの撮影などホームページで皆様に見ていただいて、現在の整備状況はこういうふうな形ですというふうな形で見ていただくと、そういった形で情報のほうは積極的に公表していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

１５番、田中議員。

○１５番（田中伸武君） もちろん工事進めよる間、積極的に情報をそうやって開示していただくのはすばらしいと思いますね。大いにやっていただきたい。

僕が言いよるのは、工事途中の段階のことじゃなくて、今我々が判こ押さにゃいけん段階で判断する材料があまりにも素っ気ないということを言いよるんですね。

パースにしても、さっきの固まってないと言いながら、パースはパースとして、ある程度こういう完成予想図が出とるわけですよ。これも私は情報公開請求したらこ

れすら出さん、何か企業情報じゃとか言うて出さんわけですけれども、別に出しても問題ない、こんなイメージですよ、今みたいに、ある程度変わるわけですからね。

再度もうちょっとパースも含めて中身が分かるようなものを教えていただきたいと思いますと思うんですが、クラブハウスの仕様とか機能、それから公園の例えば遊具にしても、ベンチ１個なんか大型遊具を置くんかとかですね。ちょっと見出したら切りがないですね。ある程度元の図面がないとできんですが、もう一回、もうちょっと詳しく説明いただけますかね。

○議長（力山 彰君） まだ長うなりそうなので、ここで休憩を取りたいと思います。

１１時まで休憩します。休憩。

（休憩 午前１０時４８分）

（再開 午前１１時００分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開いたします。

ここで、田中議員の質問が長く続いています。ほかの方の質問あるかと思しますので、先にそちらのほうを聞かせていただきます。

１７番、狩野議員。

○１７番（狩野雄二君） １７番、狩野です。

ちょっと教えてもらいたいんですけど、多分今まで説明がなかったと思うんですけど、下段の人工芝、多目的広場のことなんですけど、上段に同じような人工芝の多目的グラウンドがあって、完成時に見学会いうんですかね、現地に議員が行って、そのときに説明で、上段の人工芝はＪＦＡの何か公認の、かなり精度の高い人工芝のグラウンドで、その関係で助成金も出たとか、いろいろ説明を受けたんですけど、今回の下段の人工芝ですよ。これの仕様っていうのはやっぱりＪＦＡの、というのがプロのレジーナが練習拠点を一応されるという方向なんですけど、それに見合ったそういう人工芝、いろいろ規格があるみたいなんですけど、そういうＪＦＡの規格に適合して、将来的にはある程度の試合ができるものであるとか、その辺も当然金額とかにも関係する領域だと思うんですけど、どのような仕様いうんですかね。その辺について情報があれば教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。狩野議員からの質問にお答えいたします。

人工芝の仕様というふうなことなんですけれども、上段の今、人工芝、これは令和２年度に人工芝化したところなんですけれども、上段の仕様が住友ゴムハイブリッドターフというふうなものを使ってございます。これ議員おっしゃられたようにプロの選手が試合もできるような形の人工芝になってございます。

一方で下段なんですけれども、下段も上段のものとは遜色ない、同じ住友ゴムハイブリッドターフのほうの提案、それを使うというふうな形で協議を今進めているところでございますので、下段のグラウンドに関しましてかなりの、プロも含めた領域の方に使っていただける、上段と遜色がないものに仕上がるっていうふうな形で考えてございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） １７番、狩野議員。

○１７番（狩野雄二君） 狩野です。

であれば上段のときに確かそういう仕様にすることによって助成金が出たようなことも確か言われて、記憶にあるんですよ。そういうかなり高級なことにすることによって、t o t oかな、そういう何か助成金を使って安く仕上がりましたっていう話も聞いた記憶あります。今回についてはプロ並みの仕様にするによって、そういう助成金を使うとか、そういうのあるんですかね。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

先ほどの議案でございましたように、今のところ財源といたしましては国庫補助金と、それから地方債というふうなところで考えてございます。

議員おっしゃられたようにJ F Aだったりt o t oだったりありますけれども、まずt o t oに関して申し上げますと、調べた結果、国庫補助金と併用して財源として充当することができないというふうな制度になってございまして、引き続き国庫補助金に関わる国への要望活動などを通して、国庫補助金を多く受け取れるような形で進めていきたいというふうに考えてございます。

もう一方で、議員おっしゃったJ F Aの補助金、こちらについても、もちろん巨額

な18億というふうな金額になってございますので、充当可能な財源に関してはできる限り充当するというふうな方向性で進めてございますので、JFAの補助金についても充当できるような形でJFAのほうと協議しながら調査研究していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問のある方。

齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 13番、齋藤なんですが、下段のほうの砂入り人工芝、テニスコート2,900平米ということで、砂入り人工芝、僕はテニスやらんもんで、ちょっと教えてもらいたいのが、うちマンションは南部のほうなんですが、結構揚倉まで遠いんですよね。意外にテニスのコートはなかなか上段が取れんいうので、結構相談を受けたこともあるんですが、一応これが何面いうか、どのぐらいのあれを造られるかのと、今、上のほうで現在やってるのが何面あるか。その辺りをちょっと教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） 議員の今御質問ですけれども、テニスコートに関しては、すみません、議案の5ページ、大変小さくて申し訳ないんですけれども、5ページのところの下段は、上のほうになってるんですけれども、そこに一応、テニスコートといたしましては4面ほど設置するというふうな形でございます。

今の砂入り人工芝、いわゆるオムニコートでございますけれども、おおむねテニスコート、クレーコートとオムニコートとございますけれども、上段と合わせて、大会なんかを上下段で行うことなんかも想定いたしまして、上段のオムニコートと同様に下段についてもオムニコートで整備するというふうな予定にしております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） それで一応トータル何面になるんですかね。これは今大会とかいろんなものをやられると。結構府中町にもテニスの愛好者というか愛用者が結構多いもんですよね。これで十分対応が可能かどうか、その辺りをお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

今何面になるかという御質問ですけれども、上段が既存今3面で下段が4面っていうふうな形で倍以上、つまり合計7面っていうふうな形になりますので、テニスをメインとした大きな大会なんかも活用していただけるんじゃないかと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに。

5番、松本議員。

○5番（松本真明君） 5番、松本。

上段下段人工芝、上段のほうは人工芝あるんですけど下段のほうが新設で人工芝敷くっていう計画になっていますけども、これ大体、今回のPFIの20年期間のうちに張り替えって言うんですかね、やり替えは計画してるのかなと。耐用年数、人工芝そもそも何年ぐらいをイメージしてるのかっていうのと、やっぱりレジーナさん使われるっていうことで、上段のほうよりはハードな使い方になるのかなっていうことを考えますと、償却期間、もしかしたら30年あるかもしれないですけども、20年の契約期間中に張り替え等が生じる可能性があるのかどうなのか。その辺ちょっと教えていただければと思います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） すみません。一般的なお話になるんですけども、一応多目的グラウンドの人工芝の平均的な寿命、これ一般論になるんですけども、一応10年というふうに言われてございます。つまり今回の契約20年弱の契約にはなるんですけども、その間に張り替えっていうふうなのは、最低1回は生じてくるんじゃないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 5番、松本議員。

○5番（松本真明君） そうなったときに、例えば張り替えの費用っていうのは、契約のところでは織り込んでいるのか、費用とかどういうふうなやり取りになっているのかっていうのは、ちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。今の御質問にお答えいたします。

張り替えに關してのそういった修繕ないしは改修費用に關しては、事業者のほうとの協定の中身のほうで規定してございまして、そういった張り替えに關わる費用、200万円を超える修繕あるいは施設の改修なんかは府中町が行うと。一方で200万円未満のもの、そういった改修なんかについては指定管理者のほうで行うというふうな形で線引きしてございますので、今の人工芝の張り替えに關しては、財源は今ちょっとともかくですけれども、府中町の費用で行っていくというふうなことを考えてございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

5番、松本議員。

○5番（松本真明君） そうなると結構上段下段合わせて、どこかのタイミングで張替えがかぶらないようにはするとは思いますが、結構金食い虫になるのかなっていうイメージもあるので、その辺は将来的なことなので分からないと思うんですけど、何か対策っていうのは、今の段階で考えておられるのか。えいやで造ってしまっ、その後考えていこうかなっていうところなのか。その辺ちょっとまた詳しく教えていただけたらと思います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

今の人工芝の改修費用などに關わる今後必要になってくる費用についてというふうなところの御質問だったと思うんですけども、当然国の補助金、あるいは県の補助金、そういったところを改修前にそういった財源を見つけ出していきたいというふうなところに合わせて、ほかの自治体の事例なんかも見ますと、いわゆるふるさと納税ですね。ふるさと納税なんかを揚倉山運動公園の改修のためにそういった形で募って、改修時期が来るまで基金に積むというふうなところの事例もございますので、府中町のほうでそれができるかどうかというふうなのは、今から調査研究していかないと

いけないですけども、そういったところについても引き続き検討を進めていきたい  
なというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 狩野です。

先ほど駐車場の料金について質疑があったので、ちょっと関連いうか。今回整備さ  
れるテニスコートとかサッカー場とかも、使用料についても業者と府中町が新たに取  
決めをするんですかね。それとも既存の、府中町がほかのところと合わせ同一の価格  
でやっていくのか。新たにまたそういう価格が決まっていくのかっていうのは、教え  
てください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。今の狩  
野議員の御質問にお答えいたします。

多目的グラウンド、あるいはテニスコートの使用料なんですけれども、ここについ  
ては、昨年11月に臨時議会で都市公園条例の改正を行い、料金の改正をさせていただ  
きました。地方自治法に基づく指定管理者制度、これを令和10年4月以降は取っ  
ていくっていうふうなことになるってございますので、御質問の料金の決まり方なん  
ですけども、今の地方自治法の規定、それから都市公園条例の規定にのっとって決め  
ていくことになりますけれども、条例で決まっている使用料の額を上限額としてそれ  
以下もしくはそれと同じ金額で指定管理者のほうで料金を設定すると。府中町のほう  
に料金をこの料金で行こうと思ってるっていうふうな形を申請して、府中町がそれを  
承認するというふうな形で料金決定いたしますので、今の条例上の金額より高くな  
ると、そういったことはございません。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 僕は全く質疑足らんと思うんですけど、ちょっと一つ、今、  
町民の関心事であるところの駐車場ともう一つはテニスですよ。それを含めて、せ

んだって町民のほうから３００人もの署名を集めて申入れが町にありましたよね。署名の趣旨は、駐車場の有料化に反対するということと、今までテニスを上の段で利用しよるのに何で値上げになるんやと。下段のほうを開発するのはオーケーだけれども、上段の今の町民利用はそのままにしといてくれんかいなというのが大きな柱だったと思いますけれども。署名の受止めと、やっぱり町民の声を生かしていかないけんと思うんですけど、それ取扱いなり受止めはいかがでしたか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

先ほど申しました昨年１１月の臨時議会で条例のほうを改正して料金の値上げをさせていただいてございます。ただ、私、今値上げというふうに申し上げましたけれども、一方で子どもに優しいって言ったらちょっと語弊あるかもしれませんが、小児料金、子ども料金っていうふうなのを新たに設定してございます。子ども料金に関して申し上げますと、従前の料金よりむしろ値下げしてございます。じゃあ大人は上げていいのかというふうなところのお話にはなるとは思うんですけども、やはり近年の物価上昇、それから、ほか自治体とのバランスですね。ほか自治体、例えば府中町は多目的グラウンド、今１時間、改正後、つまり、令和１０年の４月１日からの料金、附則で適用が１０年の４月１日から料金適用になってございますので、その金額で言いますと３，０００円というふうな形になります。ちなみに今現在が２，２４０円、上段ですけれども２，２４０円が３，０００円になるというふうなところで、７４０円ほど値段は上がるんですけども、例えば、広島市の観音新町においても府中町の改正後の金額と同額の３，０００円、廿日市においても３，０００円、北広島町においては、やはり人工芝ですけれども、１時間４，０００円というふうなところの金額設定されてございますので、ちょっと府中町安過ぎるんじゃないか、先ほどの物価上昇なんかの話もございますので、そういった形で一般的な料金をちょっと値上げさせていただいているところでございます。致し方なかったんじゃないかなというふうなところの考えでございます。

それから一方で駐車場料金っていうふうなところでございますけれども、現在は確かに無料でございます。これが先ほど申し上げたとおり、最上限額を３００円として有料化していくというふうなところなんですけれども、駐車場の施設自体がP a r k

－ P F I の制度で言いますと公募対象公園施設というふうなところで、公募対象公園施設、つまり有料駐車場の売上げの一部を公園施設のほうに回すっていうふうなのが都市公園法に基づいた P a r k － P F I の制度の趣旨でございます。つまり、有料駐車場にはなるんですけども、その分グラウンドあるいは遊具、それから下段に今ない照明、そういったところにそういった有料駐車場の一部の費用が回っていくというふうなところで何とか御理解をいただきたいというふうな形で、今後も御説明のほうを鋭意続けていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15 番、田中議員。

○15 番（田中伸武君） 私が質問したのは、署名の重みとか町民の意識をどう受け止めたかということです。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） 当然かなりの人数の方の御署名いただいておりますので、これは重みといたしましては非常に重たいというふうに考えてございます。

ただ、そういった方に関しましては、御来庁いただいたときも御説明のほうをさせていただきましたが、私どもからすれば、説明をし続けて理解を求めていくほかないと、もうそれしかないかというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15 番、田中議員。

○15 番（田中伸武君） 理解を求めていただくのは、あくまで町民の立場でですね、役場の立場で一緒に考えていただきたいと思うわけですね。業者の立場で、今言ったように、これがないと営業がやっていけんけん値上げするんよとか駐車場経営するんよという、そういう説明を役場の人間がするのは、僕はちょっとどうかなと。P F I の業者になり代わって説明するようなことで理解を求めんじゃなくて、彼女たち、彼女たちというか町民は、役場に理解を求めとるわけですから、町営施設として、あそこはもう車でしか行けんところだから、町民の健康増進のために今までどおり利用できるよというふうに理解を彼女たちが求めておるわけですから、そこは重々お考

えいただきたいと思います。

それから、ちょっと最初に戻るんじゃないけども、今回の契約は共同企業体と財産取得契約するわけですよね。共同企業体自体には6者ほど入っているわけですが、今回の整備には4者ということですが、契約の相手方はあくまで共同企業体なんですか。これ法人ではないんだと思うんですが、6者が入っているところの共同企業体なのか。それとも整備に関してはそのうちの4者だけの契約になるんか。契約の形もちょっと教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

今回の議案の3ページにございますように契約の相手方といたしましては4者ほど名前を連ねているところでございます。この4者というのは、グループとしては全部で6者あったんですけれども6者のうち4者、要するにそれぞれグループでも担当ございまして、建設工事を担当する4者のほうで建設したものを府中町が4者から買い取ると。

4者の法人格のことについても触れていらっしゃったのでお答えさせていただくんですけれども、JVであったりSPCではないと。いわゆるコンソーシアムっていうふうな形で、府中町の契約の相手方は、4者おののちに契約に係る権利義務が承継されると。発生するというふうに理解してございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） だから契約はあくまで4者それぞれと契約書を交わすということになるんですか。

○議長（力山 彰君） スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

4者ばらばらと契約締結するのではなくて、一つの契約書に甲として府中町、乙として鴻治組さん、巽設計さん、それから大旗連合さん、カジワラヨウスケさんというふうな形で、乙のところに4者が連なるっていうふうなところに関しまして言うと、それぞれ契約を締結するのではなく、一つの契約のところに甲乙合わせて5名が登場すると、ああいうふうなところになってございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 分かりました。

それぞれ施工だとか管理だとか、何か役割があるのかなと思うんですけど、それぞれの仕事の役割を教えてください。

○議長（力山 彰君） スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

それぞれの役割ございます。今の先ほど申し上げた鴻治組さんはじめ4者さんに関しては建設、設計施工ですね。それから合人社さん、それからシンコースポーツさん、そこらが管理運営、それから公募対象公園施設の設置、それから管理運営、そういったところを担っていただくというふうなところで役割分担がされてございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 田中議員の質問ちょっと待ってください。

ここでちょっと理事者側から、先ほどの狩野議員の質問に対してちょっと訂正がしたいという申入れがございますので、先にそちらのほうを発言していただきます。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

先ほどの狩野議員の御質問に関わる私の答弁のほうで、若干ちょっと修正させていただくんですけれども、t o t oとJ F Aの補助金っていうふうなところのお話が出たと思うんですけれども、t o t oに関しては、申し上げたとおり国庫補助金との併用ができないというふうなところで、今回俎上に上がらないというふうなところになるんですけれども、J F Aの補助金なんですけれども、こちらのほうが、今J F Aの補助金を活用してしまうと広島県のサッカー協会のほう利用枠、例えば平日の午後だったりとか平日の午前中だったりとか、その補助金を活用することによって利用枠を求められてしまって、今現在の揚倉山運動公園の既存利用者さんを圧迫する、御迷惑をおかけする、利用できなくなってしまうっていうふうなところがございますので、ちょっとその辺りからは、私先ほど前向きに検討するというふうなところを申し上げたんですけれども、ちょっとその辺りの足かせから総合的にもう一度検討していきたいなというふうに考えてございます。すみませんでした。お願いします。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 今回財産の取得で、まだまだ聞きたいことたくさんあるんですが、駐車場の話も出ましたし、料金の値上げの話も質問が出て、なかなか全容が見えないわけですが、結局18億でハードとしては買い取るけども中身の詳細がよく見えない、分からない。口頭での説明だけで我々としてもイメージが湧きにくい。それから18億の施設を使って20年間やる運営ですよ。駐車場が300円で何台分ってどの程度入るのか分かりませんし、それからジムの運営にしてもどんなジムをつくって、一体一般利用がどの程度できるものなん、年寄り向けどうなんでしょうかですね。テニスにしても面数で言えば今7面あるわけですから、面の数としては変わらんけども、無料で使いよったところがオムニコートになってええけども、じゃあ今使いよった高校生ら、ただで使えるのがないなってどうなるんだとかいう問題もあると思うんで、ハード面の整備の中身がきちんと見えないことと、20年間の運営がどんな形で、シルバーなりごさそうなりの再委託もあるかもしれませんが、そこも見えないということで、そこらは口頭でやり取りしても、延々とやってもいいんですけども、これではちょっと不十分だと思いますね。やれと言うならやりますけども、僕は再度きちっと今のような計画をちゃんとペーパーに出していただいて、議会としても、もう一度議論したいなと思うところです。いかがでしょうかね。議長に議事の進行としてそういうふうにさせていただいたらと思うんですが、いかがですかね。

○議長（力山 彰君） 議長の意見としましては、これ自体がまだ青写真の状態であると。決まった、総額で、今からさらにどのように財産資源を配分すればより有効になるかということは今からさらに詰めていかれる段階だと思っておりますので、今の段階でどうのこうのと言ってもまた変わる。仮に今それを答えたとしたら、新しく変わった時点で、また変わったじゃないかという次の質問が出てくると。このまま進んでいただいて、ある程度青写真が固まってきたら議会のほうに報告していただくということを求めたいと思いますけども、いかがですか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） それは議事進行の中での発言ですけども、僕は、それは不十分だと思ってさっきから言いよるわけですよ。青写真が、もう相当青写真でない段階で、しかも1,000円単位まで決まって我々に突きつけられてるわけですからね。その中身を、青写真がどの程度の精度なんか知りませんが、今から変更するぞということはなかなか難しい。かなりのところを詰めている1,000円単位の

青写真のはずですからね。私としては、議長の今の進行の仕方には不満がありますね。  
やらないならそれはしょうがない。従いますけどね。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

討論、賛成ですか、反対ですか。

○15番（田中伸武君） 反対します。

○議長（力山 彰君） 賛成の方はいらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） では、反対討論、15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 田中伸武です

今回の議案に反対の立場で討論いたします。主には2点です。

さっきの質疑でもかなり話ししましたがけれども、この再整備、議案としては、金額だけを判こ押してくれりゃいい議案ですけれども、その再整備の中身がどんとなものか。今までの全協やら予算議会である程度こういうものを発注しますよ、こういうグラウンドなり、あるいはレジャーとの関係なり、こういうものをプロポーザルで要求水準として出しますよという話はあったんですが、実際にこのたび2者が応札して落札業者決めとるわけですね。プロポーザルなんで細かくずどんと決めとるというより、優先業者というややこしいやり方で本契約は今日するそうですけれども、けれども、実際に頼んだ中身でこういうのをやるよという計画、これが見えんことには判こ押しにくい。その中身が、今まで話したように、今日も駐車場の問題も出てきましたし、ジムの運営にしても出てきましたし、町民にとってどの程度利用できるものかも、今までに比べてどの程度便利になったり、いいものになるのか、それが見えんわけですね。クラブハウスも相当なお金かけるけども難しい、中身がよく分からない。レジャーには多分かなりな支出だろうと思いますけれども。これでも町としてはレジャーのために整備するんじゃないとずっと言い続けてるわけですね。町民のための再整備であって、たまたま下段の利用でレジャーが話があるからやるんだと。レジャーは非常にいいことだと思いますけれども、どちらが目的だったのかだんだん変わってきとるんじゃないですかね。その中身をはっきりさせていただきたいということです。

それから、もう一つ大きな反対理由は、今日も出ましたけども、手続としてなかなか問題がありますね。町民のための公費を使って、18億使って20年間お願いする公園ですからね。町民にきちっとどんなものができるか説明せんといけんですね。中身が分からただけじゃなくて、その説明の手順も手続もですね、そっちのほうがちよっとちぐはぐじゃないかなということですね。

僕は、今日の臨時会の前にもう何回も参考資料、ええの出しといてねと、それをもって判断するけねとお願いしとったんですけれどもなかなか出てこない。しょうがないから情報公開請求までしてお願いしとったんだけど全面不開示だと。それもちよっとおかしいんですけどもね。不開示としとる情報の一部は今日パースでぼろっと予想図みたいなのがちょろっと出てきたりする。これ不開示なのにこっち出すんだいう話になるわけなんですけれども、手続の町民本位でないということですね。

細かく言えば、さっきの駐車場にしてもテニスコートの利用にしても、有料になるんね、値上げするんね、どうなるんねって、もう決まっとんじゃないんねいう話になりよるのに、いや詳細はこれから決めますという話になるんですね。

ちよっとくどくど申し上げ過ぎて申し訳ありませんけども、これはあくまで公共事業ですから、町民のための施設に大きなお金をかけて、町民のためにつくる施設。PFIというのはちよっとややこしいんですけども、そこに頼んだために、目の前の補助金、国からの補助金に飛びつくというか、それをもらうのにPFIでやらにゃいけんという選択肢を選んだがために事業費は膨らんで、そして収益事業をやらにゃいけんようになってしもうたと。私はそういう気がするんですね。最初の計画のように12億でもできるんじゃないんですかね、18億じゃなくて。あるいはもっと安くてもできるんじゃないんですかね。そういう疑問を令和7年度の予算、今繰り越しとるところですけれども、PFIの可能性を調査するという3,600万円かけた事業が延長されてやると。その中で十分尽くしてないということですね。

改めて言いますけれども、整備計画の中身、そして20年間の運営の中身がよく見えない。町民メリット、本位が見えない。町民メリットを言うと何かちよっと今日、最近自治制度で町民メリットが見えないみたいな話がありますけども、あれは我々が自分のまちのありようを決めることであって、金銭的メリットを求めるものじゃないですよ。私たちが自分のまちの自治をどうするかという問題。これはハードにお金をかけて整備して、そこを利用するということですが、きちっと投資に見合った受益

がないといけないわけですね。そこに収益事業が絡んでしまった。町民メリットという言い方で、ついちょっと今連想してしまったわけですが、こっちは町民メリットが見えない。手続も非常に町民本位でないと。PFIのわな言うたら失礼ですけど、PFIの仕組みにはまり込んでしまっていて進んでいるという気がするわけでありま

す。

反対理由ですけどね、この後また6月定例会で指定管理の契約議案が出てくるとい  
うことで、また述べないけんのだと思んですが、もう田中さんええかげんにしんさ  
いね、その都度その都度反対じゃどうじゃいうてからいう話になるんですけど、これ  
はやっぱり議会として議決事項の中に予算を議決せにやいけん、あるいはこういう高  
額な不動産取引を議決せにやいけんと、地方自治法で定められておるわけですね。つ  
まり、法律でその都度こういう重要案件は、議員は一人一人ちゃんと考えて賛成・反  
対しんさいよといって求められておるわけですね。だから、申し訳ないけど、それだ  
け判断を求められる事業であるということであり、予算であり、仕組みであるとい  
うことなので、くどくどになって、その都度なって申し訳ないんですけど、町民の皆さ  
んに分かるように、そして議員の責任をきちっとここで示す意味でも改めて反対討論  
とさせていただきます。

すみませんお騒がせしました。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員は17名で、採決に加わる者16名でございます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（力山 彰君） 賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました
ので、これをもちまして、令和8年第3回府中町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会。

(閉会 午前 1 1 時 3 8 分)